

## 登園許可証の取り扱いについて（改訂版）

以前に配布しました『登園許可証の取り扱いについて』についての追加のお知らせです。

先日配布しました手紙の中で新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザに感染した際に医療機関で発行された『罹患証明書』と『経過報告書』を提出するまたは登園許可証を持って登園をお願いしますとお知らせしましたが、医療機関で罹患証明書や経過報告書を発行していない医療機関もあると報告を受けました。

そのため園より『罹患証明書』と『経過報告書』を配布させていただきますので必要に応じて使用してください。（園ホームページからもダウンロードできます）

### 【使用方法】

- ・発熱等の症状がみられた場合医療機関を受診の際に用紙を準備して持っていく
- ・インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症と診断されたら持参した用紙の罹患証明書の部分を医療機関に記入していただく
- ・自宅療養で毎日検温をおこない経過報告書に保護者が記入する
- ・医療機関より指示された療養期間を満たしましたら最初の登園の際にお子さんにもたせてください（ただし療養中に再度体調が悪化した場合は医療機関へ御相談ください）

何卒御理解御協力をお願いいたします。